

令和3年度第9回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年11月18日(木)午前9時30分～午前10時50分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、長尾 誠大、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(1名)

伊藤 良一、井上 浩一郎

(3)事務局

増岡局長・徳本参事・竹中主任主事・嘉悦副主幹

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

安田会長

皆様、おはようございます。

これより令和3年度第9回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

海地 博志委員 及び 片山 潤之委員

をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、仁保下郷、有償移転です。

申請人は、大阪府高槻市内に居住し、建設業を営む者です。

取得後の経営規模は41アールとなります。

なお、譲受人は許可後、市内に移住する予定です。

議案第2号、宮野上、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は79アールとなります。

議案第3号、上天花町、無償移転です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

取得後の経営規模は60アールとなります。

議案第4号、松美町、無償移転です。

申請人は、市内に居住する、個人です。

取得後の経営規模は41アールとなります。

議案第5号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は103アールとなります。

議案第6号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は、465アールとなります。

議案第7号、徳地島地、有償移転です。

申請人は、周南市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は127アールとなります。

議案第8号、阿東徳佐中、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は87アールとなります。

議案第9号、阿東地福上、有償移転です。

申請人は、市内に居住する、農業兼会社員です。

取得後の経営規模は324アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A 委員

仁保の第1号議案ですが、大阪の建設業の方が入られるということで、農地の売買については問題ないのですが、その方がこちらに最初から入ってやらないと管理できないと思います。面積も随分ありますし、初心者であればまず不可能に近いような感じです。本人が確実にこちらに移住されるのかどうか、確認をぜひお願いしたいです。というのは、せっかく今の良い農地がダメになるような。そしてまた建設業だったら、売ればいいということがあればまた大変です。だから、そこだけが心配になりました。それともう1つは、初めてやる人にとっては、たくさんの品種が植えられていて、管理が非常に難しいです。今まで作っていた方が頑張ってやっていたからできるのですけれども、言わば趣味的な意味が入っての品種構成のような格好ですから、余程腹据えて、そして資金もつぎ込まないとできない。ただ、この価格であれば、まじめにやれば1年で十分取り返せて、倍以上の収益があるとは思いますが。

事務局竹中

今のは、新規に対しては反対するものではないということですか。

A 委員

ではありません。ただ、入られる人が、要するに売買についての問題はないのですけれども、農業委員会として、これにケチを付けるわけにはいかないけれども、本当に今度経営をされるのかどうなのか。非常に大事な地域のブドウ園ですし、ちゃんとしないともったいないなど。やれば十分応えられるものですから、歓迎はするものの、ただこれからの経営、本当にされるのかなという、非常に心配です。

事務局竹中

はい、分かりました。

安田会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案9ページをお開きください。合わせて、参考位置図12ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第10号、黒川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に通路の拡幅と駐車スペースを整備するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、中央地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

安田会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認めます。只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案10ページをお開きください。合わせて、参考位置図13ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第11号、下小鯖、用途地域内にある、第3種農地に資材置場を整備するものです。

議案第12号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第13号、下小鯖、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第14号、下小鯖、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第15号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に建売住宅を建設するものです。

議案第16号、大内矢田北一丁目、用途地域内にある、第3種農地に自己用住宅を建設

するものです。

議案第17号、大内矢田北六丁目、用途地域内にある、第3種農地で宅地を分譲するものです。

議案第18号、大内問田三丁目、用途地域内にある、第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第19号、江良二丁目、用途地域内にある、第3種農地にごみ集積場を整備するものです。

議案第20号、宮野上、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に農地への進入路を整備するものです。

議案第21号、中尾、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に事務所の来客用駐車場を整備するものです。

議案第22号、中尾、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に車輛置場を増設するものです。

議案第23号、吉敷佐畑一丁目、用途地域内の第3種農地で駐車場敷地を拡大するものです。

議案第24号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第25号、矢原、公共施設に近い第3種農地に建売住宅を建築し販売するものです。

議案第26号、秋穂二島、集団的に存在する第1種農地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第27号、秋穂西、集団的に存在する第1種農地に農舎を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、農業用施設であり、農地法施行令第11条第1項第2号イに該当し、許可の対象となるものです。

議案第28号、佐山、集団的に存在する第1種農地に自己用住宅兼道路を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第29号、阿知須、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に資材置場を整備するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和4年3月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第30号、阿知須、農用地区域内の農地に資材置場を整備するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和4年3月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

また、この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められます。また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第10条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。

議案第31号、徳地上村、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、徳地上村、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、阿東徳佐中、公共施設に近い第3種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

安田会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

B 委員

32号と31号の太陽光。別に問題ないのですが、パネル面積からいって、農地の取得面積が非常に多く感じました。新しい設備方式なり、方法で作られるのかなと。

C 委員

地元でありますから、私の方から。一応、この土地につきましては、もう既に住んでおられない。周南の方に出ていらっしゃるということなので。地域からも、田が荒れる一方ということなので、何とか活用法がないかということの中で、所有者さんは、太陽光設備を設置することによって、景観を守り、そして水路をきちんと整備したいと。そして太陽光を設置するのを会社の方と、所有者の方の意向を受けた司法書士・行政書士の会社の方と、いろいろ事務所の方と協議したのですけれども、一応、特段のかたちの太陽光の設置ではないけれども、精一杯のかたちでの、要するに有効利用が極力できるようなかたちでやるということの中で、かなりの面積を利用して設置されるということでございました。

D 委員

これ、31と32もそうですけれど、12と13もなんです。同じ人が同じ会社と契約をして、離れていたら分かるのですけれど、ほとんど隣接ですね。それをあえて2つにするという理由があるのか。何でこうなるのか。住宅であれば建ぺい率の問題がありますので分けてやりますけれど、太陽光についてもそういう問題があるのかという2点をちょっと聞いてみたい。31の方は、計算書はあるのですけれど、12と13の方も、結構面積に対して多いのです

よね。そんなに極端に悪いところではないような気もするのですけれども、例えば850に対して2,000㎡ですかね。残りはどうなるのかなというのがちょっと私も思ったものですから。太陽光しかないというのも分かりますけれども、そういうかたちというのは、規制とか、「これはこれぐらいにしないといけない」とかというのはないのでしょうか。12・13なんか住宅地の真ん中ですよ。徳地の場合は傾斜があって、パネルを立てにくいかなというのは思ったのですけれども、そのへん何かあるのでしょうか。

事務局竹中

太陽光の中では基準にはなるので、一般的なところでの話をしようと思います。位置図の14ページを見たら、小鯖は、小鯖の第5条が2号議案と3号議案ということで分けてあると思うのですけれども、基本的には土地が隣接して、一体利用で使うということでない限りは、分けて申請してもらっています。何ををもって一体かという話になると、県の判断では、どうも申請者が言ってきたら、それが一体だというようなことみたいなのなのですが、基本的には申請に対して、一緒に使うのか、独立して使うのかというのを判断させてもらって、基本的には立地が離れていたり、一体の利用はないというところで、分けて申請を出してもらうようにはしています。というのが1点と、太陽光の規制というところなのなのですが、明確な規制があるかといえば、1種農地については、太陽光発電を山口市は受け付けていません。そういったところでの規制はあります。2種農地の転用については、何でもここでないといけないのかというようなものも追加で取っています。なので、追加資料があるので、3種農地と比べれば、多少手間が増えているといえば、そういったところに規制が入っているのかなといったところにはなります。すべて回答できたかは分からないのですが。

D 委員

2,000㎡のことは分かったのですけれども、200㎡でも取るということですか。1割。

事務局竹中

その点にお答えしていなかったですね。一応、その点も、こちらでは自己用住宅を建てる時と同じ建ぺい率22%を基準にして見ております。例えば、同じ22%でも、パネルを偏って建てた場合、その土地全体がいらなくなるわけではなくて、そういった場合であれば、「分筆するように」とか「計画見直すように」、要は「空いた分がいらないではないか」という話になるので、そういったところは申請の段階で見させてはいただいております。ただ、ど

うしてもパネルの設置にあたって、全部が全部ぎゅっとする事ができないというところで。多いのは、2列を1団体みたいにされ、そういったかたちで並べているところが多いのですよね。なので、そういったところでパネルとパネルの間は空けられている。管理するために必要だとか必要性を認められれば、パネルの面積が22%を超えるようなところであれば、受け付けているところではありますし、小鯖の方も徳地の方も、22%は超えていると思うので、事務局の方では一定の基準がある中で受付を行っていったということ、そこでもう明らかに足りていなかったりすれば、申請者の方にお話して、計画の方をもう一回考え直してもらう。それでも、どうしても出されるというかたちであれば受付はします。

D 委員

分かりました。

F 委員

太陽光発電の建設についての問題点というか、課題ということで。今年の夏頃に、毎日新聞に連載で載った記憶があります。それは、農家サイドの田んぼの方の所有者の規制ではなくて、太陽光発電を設置する方に、規模の大小によって規制のかけ方があって、変わるようです。大型の太陽光発電の施設を設置するときには、それなりに、届け出的な考え方ではなくて、申請をして許可をもらってから届けるといような考え方になっておりました。規模が小さいところは、田んぼの面積が広い狭いで、目一杯建てたら、この49.5kWと書いてある、これを超えるか超えないで、規制の範囲が狭まってくる。いわゆる緩やかなといようなことが書いてある。ですから、「それは将来に対して禍根を残すのではないのか」といような締めくくりにしてあったと思います。ですから、建設側の方の規制に対するのを逃れる方法として、小型の太陽光発電で建てた方が、これにかかる規制が少ない限り、設置者側の方がそこを見てやっているから、特別に法令違反とかということにはならないといような、「将来にわたって問題があるのではないか」といような締めくくりにしてあったように思います。これは新聞を見て感じたことです。以上です。

G 委員

実は、問題になるのは、草対策。誰が草を刈るのか、いつも刈っていないではないか。宮野に私は1年ほど調査に行ったけれど、いち早く太陽光をやめたところがある。草は年に1回しか刈らないので、近所から農業委員に文句が出る。地域に言わない。役所に言わない。

まず農業委員に言ってくる。それをどう解決するかというのは、作る時から言っておかないといけない。ある程度は防草シート、それでも草が出ている。そうするとすぐに農業委員に言ってくる。「お前らが許可をしたのではないか。責任取れ。」と。近所の人がかう言うと、そんなことを言っても大概私たちは逃げるよね。「それでは言っておきましょうよ。」と。だから今言った。「これだけ空いていたら草対策はどうしているのですか。」というのが、事務局は審査の時に問わなければいけない。傾斜というのはしょうがない。草対策はできているのだろうかと受け付けた時に言ってもらわないといけないですね。それを今更言ってもしょうがないがお願いします。今後。宮野に行くと、すごかったのですよ。これだけ草ボーボーになると、「あれで発電できるのか」と。それと今、49.5というのは、50kWが限度ですからね。50kW以上だったら許可がいるけれど、以下だったら届けないですね。50kWを超えたら、専任の管理者がいるようになっています。そのへんで、みんな50kW以下に抑えている。だから、農業委員としては草問題。地域から言われないようにしておいてもらったら。申請が出た時、これは絶対。昔やって太陽光にしたのは、草ボーボーですよ。1年に1回しか刈ってくれない。最近は大いぶん良くなった、それでもまだ草が生えている。以上。

事務局竹中

そうですね。「太陽光」というのが出ると、毎回この議案になるのですけれど、なかなか水路の管理・草の管理というのは、うちの方から言いづらいところではあります。ただ、一般的な問題でもありますので、受付の際に、草刈りのことについて軽く聞くくらいであれば、事務局の方でもできるものだと思いますが、許可の基準にまでは入ってきていないというところがあるので、どうしても。太陽光会社さんが申請を持ってこられたら、「地元の人にしっかり説明してくださいね」というお願いをしていますので、その中で一緒にお話するくらいには、どうしてもなってしまうと思います。どうしても根本的な解決にはならないとは思いますが、基本的に土地の草の管理になれば、農地と農地でないに関わらず、別に契約していれば別ですけど、基本的には土地の所有者さんがやらなければならないというところにはなりますので、現状であれば農業委員さん、言ってこられて辛い立場ではあるかとは思いますが、そういう言い方しかないのかなとは思いますが。

H 委員

私どもも、太陽光の付帯条件を付けたらどうですかというのは提案したのですけれど、これ通らないですかね。付帯条件を付けるようになっていない。ぜひ付帯条件を付けてい

ただくようにして、草取りは最低でも3回。1回では多すぎて刈れないと思うのですよ。私も田を売ったのですけれど、その時には「年3回は刈ります。」という条件で譲った。農業委員会としての付帯条件を新しくつけたらどうでしょうか。それと、東京なり大阪から買いに来るのですけれど、青線を隣の田は長く刈ってくれますけれど、青線の溝。泥ありますね、30cm×30cm。これ、市のものですよね。だから、業者に言えば、「私の土地でないよ。それは市に言ってくれ。」ということなのですよ。市が受け付けてくれなかったら、「農業委員さんに言ってくれ」…農業委員は手が出せないですよ。市の所有の土地であって、そして市に「草刈ってくださいよ。」と言わざるしかないですね。ですから、青線のところの管理というのは、東京の方へ言ったとしてもやってくれないですよ。電話しても。草を受けている人は、下請け業者がやるのですよね。言ったら、「私たちは、中の草は受けています。青線の隣は市のものですからやりませんよ。」と。ということもやはり考えていただいて、今後の太陽光には、やっていかざるを得ないのではないかなと思っています。以上です。

安田会長

徳地でも、昔からの慣行の草刈り、泥上げを無視して、結局農地の所有面積のところに、境ギリギリにフェンスを張る。だから刈りに来た人は、「私たちはフェンスの中だけ請け負えばいいから、フェンスの中だけを刈っている。」と言うので、「いや、ここはこの農地に付いている。昔から慣行で、この沿いは農地の所有者が刈るようになっているから。」と言うけれど、それは刈ってくれない。しかし、やる中で、反対側の農地の所有者が刈るようになる。いろいろ昔からの慣行を無視したかたちで、問題が出てきているのではないかと思います。昨日も、ある集落の自治会長さんに出会って、そこも今、2つの太陽光が許可を得たのですけれども、「農業委員会、太陽光どうにかしてくれないか。」と言われたけれど、「法的に私たちがどうこうするわけにはいかないから、地元でよく話してください。」と言ったら、自治会長さんが「賛成も反対もあるけれども、それを自治会に取り上げてやると集落が混乱するから、私は、できるだけトラブルのないように実施をしてくださいよということしか言えません。」と言われた。だから、地域でも差と言いますか、昔からの慣習がありますので、地元に関後十分説明されて、実施していただきたいというのが、大きな問題だろうと思います。法的にいいのですが、私たちがどうこう言うことはちょっと無理な話ですけれども。

C 委員

議案の31と32について、先ほどちょっと説明しましたよね。太陽光の会社が直接来るわ

けでない。それから土地の所有者が直接我々の前に来るわけでない。委託された司法書士なり行政書士の事務所の職員が来て、業者からいろいろ聞いていることを我々に伝える。その中で、我々の方はいろいろな質問をしました。そうすると、当然ながら直接的に我々はその人たちから聞くわけではない。要するに間接的なわけですから。「きちんとやるように、地元の人に説明いたしました。水についても、草刈りについても、きちんとやってもらうことを約束いたしました。」と、こういっているわけです。「地元の方も皆了承されました」と。そうしますと、少なくとも現地調査をした我々とすれば、それ以上の踏み込みというのはできません。土地の所有者は既に周南とか出ている。そうすると、まったく農業やってないわけですから、荒地地になっている。そうすると、「今より、少なくとも太陽光が来れば、環境は良くなる。」と地元の人たちは思うわけです。だから、「太陽光が来れば、少なくとも今より環境は改善される。よって、ぜひ太陽光設置を進めてもらおう。」という。居住者の方々との協議の中で、太陽光の会社もそうして、土地の所有者も「ここに太陽光をぜひ設置します。草刈りもきちんとやります。」とか言っていたら、司法書士なり行政書士の事務所は、「そのように言っておられています。だから、我々とすれば、太陽光設置は進めてもいいのではないかと考えております。」と言われれば、それ以上の「本当にあなたたちは草刈りをやるのですか。念書を書け。」とも言われない。そうかと言って、今おっしゃっているご心配があるようなかたちで、「草刈りを3回やれ」と言っても、我々にその権限があるのだろうか。やはり話し合いの中で、昔の慣行も地域の人たちは皆承知しているわけですから、そうしたことあたりを、少なくとも太陽光の会社、あるいは土地の所有者に言っていくしかないのだなという気は、現地調査をしての感想でした。以上です。

安田会長

太陽光も、こういう時代になったから、しょうがないといえましょうがないのですけれども、中山間においては、農業の様相と風景が変わってくるのではないかというような気がいたします。そういうところでも、地域でまた目を光らせていただいて、できるだけ行政に対しても、仲介に入る行政書士さん、それから司法書士さんに対しても、また言い分は言い分として言っていだきたいと思います。取り下げになった例を挙げますけれども、家の目の前に宅地があって、住居があって、その目の前が太陽光をやられるということで、申請が出ました。現地確認した時に、その家の人に「これで本当にいいのですか。許可してもいいのですか。」ということを聞いたら、「して欲しくはないけれども、法的に言われれば、私たちがどう言う問題でないから仕方ないですね。」ということを言われたのですよ。それで、私も知

らない人でもありませんでしたから、地主さんにお話ししたら、「行政書士さんに任せていますから、私がどうこう言うあれではない。農業委員会的には書類不備で保留になっているから、もう1回行政書士さんに聞いてくれ。」ということで行政書士さんに連絡するけれども返事がない。2, 3回足を運ぶうちに、その点に対して取り下げが出てきたのですよ。そのことで、地主さんが「私が買おうと思っているから、心配してくれ。」と言われたのですけれども、価格の問題、あるいはいろいろな問題がまたそれに付きまといます。それから用地取得となれば、今は、この方は資産がありませんので、また方法を考えなくてはいけないということで、今その当事者とは「またちょっといろいろ検討しましょう。」ということで、話は中断しておりますけれども、そういったことで、直接太陽光やられる業者が来て、説明してくれるのであればいいのですけれども、間に行政書士・司法書士さんがやられるということ、なかなか直通のお話ができないということで、大きな課題だろうと思うのですよ。太陽光が時代とともに進められてくれば仕方ないのだろうけれども、国の施策としてやられる以上は、国に対しても要望等していかななくてはいけないと思います。先日15日に県知事要望を農業会議の方で行きました。農業会議の方も、県下全般を取りまとめると、半分も太陽光の申請が出てきます。そういったことで、県知事さんにも、「この太陽光に対しての規制と言いますか、そういったものを独自に山口県として考えていただくことはできないでしょうか。」ということをお伝えしております。県にもそれなりに考えて、対策というか、規制というものを出示くださるのではないかとというのはありますけれども、いずれにしても今の段階では、法的に問題がない以上は、許可をせざるを得ないのではないかと考えております。

I 委員

面積の小さい扱いについては、これは別だろうと思いますが、確か1, 000㎡を超える開発等にあたっては、建物を建てるか建てないかによって変わるのですが、太陽光等であれば建物建てないということになれば、確か山口の環境条例の対象になるのではないかと思いますのですがどうですか。地域全体がOKとか何とかというかたちになれば、私たちもそういう時の扱いを大変しやすいわけですね。だから、そのへんを説明していただけたらと思います。

事務局竹中

今言われるように、太陽光、1, 000㎡超えれば届が必要になります。ただ、届の方には同意を取るようにはしているのですが、100%同意を取らないといけないというわけでは

なくて、理由書で変えることができるとなっているみたいなので、きちんとした業者であれば、周辺の方とかに同意を取られています、同意が取れているところと取れていないところというのは結構差があって、「ほとんど取れているよ」というところがあれば、「ほとんど取れていないよ」というところもあるので、開発の届で同意は取るようになっているからと言って、みんながみんな同意しているわけではないというところではあります。

I 委員

その同意の範囲というのはどういうところですかね。地区に明確にないですかね。太陽光が出てきて、その時は集落の中で拒否をしたというのが1回あったのですよ。

事務局竹中

私も合議で見るだけなので詳しくないのですが、隣接者と地域の自治会長さんには取っていたと思います。また担当の方には聞いてみようとは思いますが、たぶん今ので間違いはないと思っています。

安田会長

深く掘り下げて聞くのはなかなか結論的には遠い話になってきますけれど、また事務局でそのへんは調べておいてください。

安田会長

以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第30号、議案第33号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお

願います。

事務局竹中

議案24ページをお開きください。

議案第34号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計41筆 45,849㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

安田会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があれば願います。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案25ページをお開きください。

議案第35号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計 129 筆、246,096 m²でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

安田会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

別冊でお配りしております、議案第36号の資料を御覧ください。

このたびは、徳地藤木、筆数は106筆、120,938 m²です。

資料1ページで全体の位置を、2ページから12ページで土地の形状を、13ページから15 ページで該当農地の筆別詳細を掲載しており、16 ページ以降が各対象地の現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしく申し上げます。

安田会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局竹中

議案26ページをお開きください。合わせて、参考位置図34ページを御覧ください。

議案第37号から議案第41号について、一括で説明いたします。

中央地区2件、川西地区2件、阿東地区1件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第37号、議案第38号、議案第39号、及び議案第40号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第41号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

安田会長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局竹中

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。10月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

安田会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

安田会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

以上、令和3年度第9回山口市農業委員会総会議事録である。

令和3年11月18日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 海地 博志

署名委員 片山 潤之

記 録 者 嘉悦 紀代美